

ID: 35

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立学校使用条例 第2条
例 規 番 号	昭和27年条例第9号
【根拠条文】 第2条 校舎校地を使用せんとする者(以下単に「使用者」という。)は別に定める願書により当該学校長(園長を含む。以下同じ。)の承認を得て芦屋市教育委員会(以下単に「委員会」という。)に提出し許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第3条及び芦屋市立学校使用条例施行細則第2条の規定による。 第3条 次の各号に該当するものは使用を許可しない。 (1) 市民の融和を欠き又は市の平和をみだすおそれがあると認められる争議紛争に関する会合の類 (2) 建物又はこの附属物を毀損するおそれがあると認められたとき。 (3) 営利又は営業宣伝を目的とするもの (4) 株主総会又は営業組合の会合に類するもの (5) 遊宴に類するもの (6) 有料の諸会合。但しその学校所属の団体の会合若しくは委員会において特に許可した場合はこの限りでない。 (7) 選挙運動。但し法令において別に認められたる場合はこの限りでない。 (8) 前各号に該当しない場合でも委員会において教育上支障又は公益に反するおそれがあると認められたとき。 第2条 使用者が次の者で使用が1日以内の場合は、学校長において使用許可を与えることができ、使用許可書(様式2)を交付するものとする。 (1) 本市立学校園が本市の他の市立学校を使用する場合 (2) 社会教育に関する活動であることが明瞭である場合 (3) その学校園の所属団体の会合の場合 (4) その他教育目的に合致せる簡易なる使用、但し使用が1日以内であつても映画演劇等を開催される場合(学校園が使用する場合を除く。)又はその学校の教育目的に即するか否かの疑義を生じたる場合は、学校長は使用許可を与えることなく委員会に進達しなければならない。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年4月1日
-----------	-----------	---------------	----------